

委託手数料率の変更について

久留米市地方卸売市場田主丸流通センター条例第40条第1項の規定により、卸売のための販売の委託の引受けに係る委託手数料の率について、卸売業者（田主丸町植木農業協同組合）からの変更の届出を受理したため、その内容について、以下のとおり報告いたします。

1. 委託手数料率

（変更前） 10% （変更後） 15%

2. 変更の理由

市場取扱高の減少により手数料収入も減少し、経営状況が厳しいため。

3. 適用開始日

令和4年4月1日

4. 周知方法

出荷者に対し、ハガキにて通知するとともに事務所に掲示し周知を行った。

5. その他

令和3年10月30日に、流通センター出荷者・買受人代表者会議を開催した。（田主丸町植木農業協同組合）

【参考】 久留米市地方卸売市場田主丸流通センター条例〔抜粋〕

（委託手数料の率の届出）

第40条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の率を定めるときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。

2 卸売業者は、前項の規定により届け出た委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により委託者に周知しなければならない。